

国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第7条の2の規定により、次のとおり令和7年度の飯塚市国民健康保険資格確認書の更新期日を定める。

令和7年6月2日

飯塚市長      武   井   政   一

1    令和7年度飯塚市国民健康保険資格確認書の更新期日

令和7年8月1日